

障がい福祉サービス・制度のご紹介

障がいのある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを行っています。（主なものを掲載しておりますが、他にもさまざまなサービスがあります。）

※ これらのサービスを利用するには事前に申請が必要で、本人や家族の課税状況等に応じて、費用の一部負担がある場合や、サービスが受けられない場合もあります。

■手帳制度

手 身 体 障 害 者 手 帳	対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能および小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方。
	内 容	障がいの程度により、手帳の等級には1級から6級までの区分があります。
療 育 手 帳	対象者	函館児童相談所（18歳未満）または、北海道立心身障害者総合相談所（18歳以上）において、知的障がい者と判断された方。（知的機能の障がいがあるが、おおむね18歳までにあらわれた方。）
	内 容	I Q等の判定により、A（重度）またはB（中、軽度）の区分があります。
保 健 福 祉 手 帳	対象者	精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約がある方。
	内 容	障がいの程度により手帳の等級には1級から3級までの区分があります。 手帳の有効期限は交付から2年間で、更新が必要な時には、有効期限が切れる3か月前から更新申請ができます。

■障害者総合支援法

障 が い 福 祉 サ ー ビ ス	内 容	身体・精神及び知的障がい者（各障害者手帳所持者）又は難病等に罹患している等一定の条件を満たす方に対して、介護の支援（居宅介護、施設入所等）又は訓練等の支援（自立訓練、就労移行支援等）を行います。（介護保険制度が優先されます。）
医 自 立 支 援	内 容	身体障がいの更生に必要な医療や、精神疾患の治療を受けるための医療に係る医療費の助成を行います。

■補装具の購入・修理

対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている方、又は難病等に罹患している等一定の条件を満たす方で、その障がいの程度に応じた判定の結果、補装具が必要と認められた方。（介護保険制度が優先となります。）
種 類（例）	聴覚障がい：補聴器、視覚障がい：眼鏡、盲人安全つえ等 肢体不自由：義肢、装具、車いす等